

○学生の懲戒に係る教育的措置に関する内規

平成 27 年 7 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、國學院大學学生懲戒規則(以下「懲戒規則」という。)第 4 条第 3 項に基づき、学生部
のとする教育的措置(以下「教育的措置」という。)について必要な事項を定める。

(教育的措置の目的)

第 2 条 教育的措置は、懲戒を受けた学生に対し、懲戒事由の問題性を自覚させ、その反省を促すことを目
的とする。

(教育的措置の種類、内容)

第 3 条 懲戒規則第 4 条に定める教育的措置の種類及び内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 諭旨 口頭又は文書により反省を求めて、厳重な注意を与えること。
- (2) 反省文の提出 期限を定めて、1 回又は複数回反省文の提出を義務づけること。
- (3) 面談 学生等と面談し、近況等を報告させること。
- (4) その他、学生部が適当と認める教育的措置。

2 学生部は、学生に対して、前項に定める一又は複数の教育的措置をとることができる。

(登校禁止の解除)

第 4 条 学生部は、教育的措置をとる場合、自宅待機に伴う学生の登校の禁止を解くことができる。

(教育的措置の準用)

第 5 条 学生部は、特に必要と認めるときは、次の各号の学生に対して、この内規を準用することができ
る。

- (1) 懲戒決定前の学生(自宅待機を命じられた学生を含む。)
- (2) 懲戒事由が認められるが懲戒を受けなかった学生
- (3) 懲戒の執行が終了した学生
- (4) 懲戒規則第 14 条の定める停学の解除がなされた学生

(事務)

第 6 条 この内規による教育的措置の事務は、学生事務部学生生活課が行う。

(改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、学生部委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。